

令和8年度前橋市イノベーション創出支援事業委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

前橋市イノベーション創出支援事業委託業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

地域経済を取り巻く環境は、人口減少や産業構造の変化、デジタル化の進展等により大きく変化しており、市内事業者においても既存事業の枠にとらわれない新たな価値創出が求められている。しかしながら、新規事業の創出には、アイデア創出から事業化、実行に至るまでの各段階において専門的知見や人的ネットワーク、資金等の多様な経営資源が必要であり、事業者単独での取り組みが困難な状況にある。

このため、市が主体となり、事業者の挑戦を後押しする支援体制を構築することで、新規事業創出に向けた機運の醸成と実効性の高い支援を一体的に提供し、市内においてイノベーション創出を促進することを目的とし、事業公募を行う。

さらに、本事業の受講を通じて創出された事業計画については、実行段階への円滑な移行を図る観点から、本年度の事業成果を踏まえ、翌年度スタートアップ企業等との外部連携の機会の提供や伴走支援を実施するものとする。なお、これらの支援については、来年度予算措置の状況に応じて対応することとし、事業効果を高める観点から、原則本事業の受託事業者と随意契約にて、実施を検討することとする。

2 業務内容

(1) 業務名 令和8年度前橋市イノベーション創出支援事業委託業務

(2) 業務内容

① イノベーション機運醸成セミナーの企画・実施

- ・新規事業創出やオープンイノベーションに対する意識啓発を目的としたセミナーの企画・運営
- ・実施回数：3回を想定

② 新規事業創出に関する講義の企画・実施

- ・新規事業創出プロセス（アイデア発見と具体化、顧客仮説、価値提案、事業検証等）に関する体系的な講義
- ・市内事業者が実務に落とし込める実践的内容とする
- ・実施回数：3回を想定

③メンタリング（個別伴走支援）の実施

- ・参加事業者ごとにメンターを配置し、個別相談・壁打ち・進捗確認を実施
- ・事業構想のブラッシュアップ、検証計画の整理等を支援
- ・事業者1者あたり講義の合間の2回を想定

- ・ 支援対象事業者数は5者～10者を想定
- ④ 新規事業計画書作成支援
 - ・ 事業コンセプト、ターゲット顧客、提供価値、収益モデル等を整理した事業計画書の作成支援
 - ・ 事業計画書のフォーマットや記載項目については任意のものとする
- ⑤ 不足するリソースの洗い出し及び連携先スタートアップ条件の具体化
 - ・ 新規事業実行にあたり不足する技術、ノウハウ、人材、プロダクト等の整理
 - ・ 外部連携が必要な要素について、「連携すべきスタートアップの条件（技術、分野、ステージ等）」を具体化
 - ・ オープンイノベーションや共創につなげる視点を重視すること
- ⑥ 成果整理及び報告
 - ・ 各事業者の検討状況、成果、課題を整理
 - ・ 全体の実施状況、成果、今後の展開可能性をまとめた報告書を作成

本業務については、基本的に①から⑥に示す内容・流れを想定しているが、その実施方法、具体的な内容構成、手法等については、業務の趣旨・目的の達成に資することを前提として、提案者の創意工夫による提案を妨げるものではない。

3 予算額

5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

契約締結時から令和9年3月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 法人格を有するもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 令和8・9年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた品目に「(大分類)研修講習(小分類)研修・講習」が含まれていること。または、国税、本店所在地における都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (5) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (6) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (8) 過去に新規事業創出、オープンイノベーション、企業支援業務及びそれに類する業務を国又は地方公共団体等から受注した契約実績があること。
- (9) 事業計画策定やメンタリング等の実務支援体制を有すること。

6 スケジュール

プロポーザル実施要領の公表	令和8年5月13日（水）
質問受付期間	令和8年5月13日（水）～5月22日（金） ※5月27日（水）までに随時回答
提出書類受付期間	令和8年5月27日（水）～6月10日（水）必着
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年6月22日（月）予定
審査結果通知書の発送	令和8年6月29日（月）予定
契約締結、業務開始	令和8年7月8日（水）予定

7 質問受付及び回答

本実施要領の内容等について疑義を生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、次の方法で提出してください。

質問受付期間	令和8年5月13日（水）から5月22日（金）まで
質問様式	様式3
提出方法	電子メールで提出してください。 電子メール：kougyou@city.maebashi.gunma.jp
回答方法	令和8年5月27日（水）までに随時、前橋市HPに掲載します。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・件名は「イノベーション創出支援事業プロポーザルに関する質問」としてください。 ・定められた様式以外での質問は行わないでください。 ・電子メール以外での質問は行わないでください。 ・説明会は実施しません。

8 応募の手続等

「5 応募資格」を全て満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書等を提出してください。

- (1) 応募申込について
- ① 受付期間 令和8年5月27日（水）から6月10日（水）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）
- (2) 提出書類について

- ① 応募申請書（様式1）…1部
- ② 業務実施体制申告書（様式2）…5部
- ③ 企画提案書…5部

※提案内容の様式は自由とします。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。

- ④ 見積書（任意様式）…5部

※総額だけでなく、経費の内訳がわかるように記載してください。

【入札参加資格のない者】

- ⑤ 法人登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）、法人の定款、直近の決算に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）、国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税の納税証明書（未納税額のない証明書）…各1部

(3) 提出書類の取扱い

- ① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

- ② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

- ③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

- ④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

- ⑤ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用する、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を契約の優先交渉権者として決定し、交渉を行います。

(1) 日時

令和8年6月22日（月）予定

※提出された書類に基づくプレゼンテーション・質疑により候補者を選出します。

※各事業者15分のプレゼンテーション、10分の質疑応答を予定します。

※応募申請書等に記載の連絡先にメール又は電話で、実施場所及び予定時刻をお伝えします。なお、予定時刻に遅れた場合は、遅れた時間を持ち時間から除くこととします。

※説明者は1社2人までとします。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、外部委員等で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定

基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉権者を選定します。

(3) 選定基準

① 業務の趣旨・目的の理解

業務の趣旨・目的を踏まえた具体的な提案内容となっているか

② 実績・実施体制

類似業務の経験、実績が豊富で、提案内容が市担当課と連携・意思疎通を図りながら、スケジュール感を持って進捗できる体制がとられているか。

③ 事業者への支援・企画力

参加事業者の新規事業創出や課題解決を具体的に見据えた提案となっており、講義や伴走支援の内容や回数は十分に計画されたものとなっているか。また、翌年度の外部連携の機会の提供や伴走支援を見据えた内容となっており、本プログラムの周知方法が市内事業者に対して十分な内容となっているか。

④ 費用の積算・費用対効果

金額及び費用の積算根拠が社会通念上妥当なものとなっており、費用対効果の高い提案内容となっているか

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・ 資格要件を欠くもの
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・ 見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
- ・ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・ その他選定に係る不正行為があったもの

(4) 選定結果の通知及び公表

令和8年6月29日（月）予定

選定結果は、全ての応募者に文書により通知します。また、前橋市ホームページにおいて公表します。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関する全ての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 本業務に係る入札保証金、契約保証金の扱いはありません。

11 その他

実施要領に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、前橋市との協議により決定するものとします。

12 別添資料等

- (1) 応募申請書（様式1）
- (2) 業務実施体制申告書（様式2）
- (3) 質問書（様式3）
- (4) 辞退届（様式4）

13 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策係

担当 篠原・栗原

電話番号 027-898-6983

Email kougyou@city.maebashi.gunma.jp